

## 著作権（録音・複製）について（お願い）

新潟県合唱連盟（以下「県連」といいます。）の事業（おかあさん・合唱祭・県コンクール・アンコン）について、参加団体の皆様におかれましては、以下のご対応にご協力くださいますようお願い申し上げます。

### (1) 参加申し込み時

- ① 録音の要否をお知らせください（別紙申出書(1)へ。）。
- ② 演奏曲（コンクールの場合は自由曲のみ）にかかる著作権管理団体等を必ずお知らせください（別紙申出書(2)へ。／演奏曲①～④は参加申込書記載順。検索画面に表示された「作品コード」及び「ISWC」もご記入ください。）。  
※作品コード等が不明の場合には、楽譜（製本）の許諾番号をご記入ください。  
（番号等の記入に代えて楽譜の該当箇所の写真の提出でも結構です。）

※課題曲は県連において一括してお手続きいたします。

【検索方法】 検索画面：J-WID-JASRAC

The screenshot shows the J-WID-JASRAC search interface. On the left, the search form has a '作品タイトル' (Work Title) field highlighted with a red circle. Below it are buttons for '全て' (All) and '正題に限定' (Limit to exact title), and a '著作権名' (Copyright Name) field. On the right, the search results for 'BEL PASTOR // MADRIGALI E CANZONETTE /ORIGINAL/' are displayed. A red circle highlights the text 'この作品は、著作権が消滅しております。' (This work's copyright has expired). Below the results, there are buttons for '演奏' (Performance) and '複製' (Copying). The '録音' (Recording) button is highlighted with a red circle.

ア 著作権管理団体が J A S R A C の場合

→ 県連において一括してお手続きいたします。

イ 著作権が消滅した古い楽曲の場合

→ その旨をお知らせください。

※作品コード等が分かればご記入ください。

ウ 著作権管理団体が J A S R A C 以外の場合

→ 各参加団体において「録音・複製」の許諾を得てください。

※許諾が得られない場合は、録音できませんので、ご了承の上、別紙申出書(2)下段の同意欄に必ずチェックをお願いいたします。

### ③ 複製可能な枚数（申請枚数）

→ プログラム掲載人数+2（引率者分）とさせていただきます。

※申請枚数以上の複製はできませんので、ご了承の上、別紙申出書(3)下段の誓約

**欄に必ず**チェックをお願いいたします（録音希望の全団体対象。）。

**※プログラム掲載後の変更手続きは対応しかねますので、予めご了承ください。**

- ④ 参加申込書と併せて、別紙「録音にかかる申出書（兼同意書・誓約書）」をご提出ください（録音を**希望しない**場合も**必ず**ご提出ください。）。

## (2) 費用の支払い

- ① 録音を希望する場合には、代表者会議において、以下②～⑤にかかる費用をお支払いください。なお、コンクールは、課題曲も含めて以下のいずれに該当するかを判断いたします。

- ② 上記(1)②アのみに該当する場合（JASRAC）の費用（CD代含む）

・合唱祭		一律	700円
・コンクール	中学	一律	700円
	その他	一律	1,000円
・アンコン		一律	700円
・おかあさん		一律	700円

- ③ 上記(1)-②-イのみに該当する場合（著作権消滅）の費用

・CD代（200円）のみお支払いください（著作権料はかかりません。）。

**※著作権者の没後70年が経過したもの。**

- ④ 上記(1)-②-ウのみに該当する場合（JASRAC以外）の費用

・CD代（200円）のみお支払いください（録音できない場合は不要です。）。

**※本番当日の受付時まで、許諾を得たことが分かる資料を必ずご提出ください（申し込みや代表者会議の際でも結構です。）。**

**※著作権料は各団体において直接ご精算ください。**

- ⑤ 上記(1)-②-ア～ウが混同する場合の費用

県連には上記(2)②の費用を、JASRAC以外の管理会社には実費を、それぞれお支払いください。

## (3) CDのお渡し及びロゴマーク（JASRAC分）について

- ① 開催当日、演奏曲を収録したCDを1枚お渡しいたします（別紙申出書(3)へ。）。  
→ お渡しするCDには録音・複製の許諾が得られたことを証するロゴマークのシールを貼付いたします。

**※他団体の演奏は収録されませんので、予めご了承ください。**

- ② 参加人数（プログラム掲載人数）+ 1枚のロゴマークのシールをお渡しいたします（別紙申出書(3)へ。）。

→ 各団体において、CDをコピー（複製）したときは、このシールを**必ず**貼付してください。

**※誤って（又は故意に）、他の演奏を録音したものに貼付することの無いよう、十分にお気をつけください。**

法令に違反したことが判明した場合には、罰せられる可能性があります。が、県連は一切責任を負いません。コンプライアンス遵守の徹底に、ご理解ご協力を、何卒よろしくお願いたします。

以上